

機密保持契約書

お客様（以下「甲」という。）とフィーダサービス（以下「乙」という。）とは、甲が発注するデータ復旧業務に係る情報に関し乙の機密保持義務等について次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

復旧業務対象品 対象品名/	メーカー名/	型式/
------------------	--------	-----

第1条（本契約の目的）

本契約は、乙がデータ復旧業務から知り得た甲の保有する技術上及び営業上の情報並びに個人情報の取扱いについて定めることを目的とする。

第2条（機密情報）

1. 本契約において「機密情報」とは、データ復旧業務から知り得た有形無形の技術上、営業上、その他一切の有用な情報をいう。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当することを乙が証明することのできる情報は、機密情報には含まれないものとする。

開示の時点ですでに公知の情報、又はその後開示を受けた乙の責によらずして公知となった情報。

乙が第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。

開示の時点ですでに乙が保有している情報。但し、甲乙間にて締結された契約により機密保持又は目的外使用禁止義務を負っている情報については、当該契約の定めに従うものとする。

乙が開示された情報によらずして独自に開発した情報。

管轄官公庁もしくは法律の要求により開示された情報。

第3条（個人情報）

本契約において「個人情報」とは、日本工業規格 JISQ15001（個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項）（以下「JIS Q15001」という。）で定義された個人情報をいい、本件業務の遂行過程で、甲が乙に開示し又は乙が知り得た有形無形の一切の個人情報をいう。

第4条（機密保持義務）

1. 乙は、機密情報及び個人情報を機密として保持し、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、第三者に形態の如何を問わず提供、貸与、預託、開示、漏洩等してはならず、また、甲の事前の書面による承諾を得ずに複製、複写、翻案又は翻訳等の行為をしないものとする。

2. 乙は、機密情報及び個人情報を、業務上知る必要のある従業員にのみ取り扱わせるものとする。また、乙は、本契約の各条項を誠実に履行するため、乙の従業員に対して機密情報及び個人情報の保護に関する教育研修を実施するものとする。乙は、個人情報を取り扱う従業員から別途甲乙間で定める機密保持に関する誓約書を提出させるものとする他、当該誓約書の写しを甲に提出するものとし、当該従業員による機密保持について甲に対して責任を負うものとする。
3. 乙は、機密情報及び個人情報への不正なアクセスまたは紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対して、技術面および組織面において合理的な安全対策を講じるものとする。
4. 乙は、機密情報又は個人情報の漏洩その他本契約の履行に支障が生じる可能性のある事故等の発生を知った時は、直ちに適切な応急措置を講じるとともに、甲に報告しなければならないものとする。

第5条（本契約終了時の取扱い）

1. 乙は、データ復旧業務終了後は、業務対象品を甲の指示に従い、返却または再利用できない方法で廃棄するものとする。
2. データ復旧業務バックアップは、業務終了後約2週間とし、具体的なバックアップ期日を報告する物とする。
3. 乙は、バックアップ期日終了後は、直ちに抹消処理するものとします。
4. 甲は、乙にバックアップ期日終了前に、バックアップの抹消を要求出来るものとし、乙は甲の指示に従う物とする。

第6条（協議事項）

本契約に定めのない事項、本契約の規定に関する疑義、及び本契約の変更については、甲乙協議の上、誠意をもってこれを決定する。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 住所
社名

氏名 印

(乙) 住所 秋田県大仙市神宮寺字本郷下50-3
社名 フィーダサービス

氏名 荒川 順 印